

第百六十三号議案

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年三月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百七十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円」を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百七十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。
別表中「一二、五〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一三、三五〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一一、六五〇円」を「一二、一〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「九、九五〇円」を「一〇、五〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第五条第二項第二号及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和七年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の

傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十七号）の施行に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備する必要がある。